事務所通信 中京社労士法人グループ



3/30(土)の引っ越しまで、残すところ1ヶ月を切りました。3度目の引っ越しとなると、 住所変更の連絡先等、すこしは勝手がわかってきた感じはします。とはいえ、そろそろ準備 を開始しなければなりません。改めまして、弊社は 4/1 (月) に、事務所を移転することに なりました。本店の移転(今の事務所からすぐ近く)と支店の設立(知多へ)を行います。

1. 事務所移転(続)

●事務所を移転します!(続)

~本店移転と支店開設~

→4/1(月)から、事務所を移転します。知多は遠いね!と思わ れるお客様もみえるかもしれませんが、本店から車で30分 程度の、わりと名古屋寄りな知多なのでご安心ください。

【中京社労士法人グループ】新住所

◆名古屋事務所(本店)

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目15番19号 アゼット錦ビル5B

tel: 052-265-7578、fax: 052-222-1739

※現状の番号と同じです。

※中京社会保険労務士法人(名古屋事務所)

◆**知多事務所** (支店)

〒478-0055



知多市にしの台1丁目528番地

tel: 0562-57-8120、fax: 0562-57-8121

※番号が変わります!

※中京社会保険労務士法人(知多事務所)、

株式会社中京コンサルタンツ、中小企業診断士

中京事務所、行政書士中京事務所

→送付先の変更等ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお 願い申し上げます。

2. 雇用保険

●雇用保険、適用拡大

~週10時間以上勤務で加入に!~

→雇用保険の被保険者の要件のうち、週の所定労働時間の部分 が 20 時間→10 時間 (令和5年12月号参照)へ拡大されま す。雇用保険に加入となる従業員さんが、これまでよりも大 きく増える見込みです。

【雇用保険法等の改正】(おもなもの)

・被保険者の要件(R10.10から)

週所定労働時間:20時間 🔷 10時間へ

・自己都合退職と給付制限期間(R7.4から)

原則2ヶ月 🔷 原則 🔭 🖰 ヘ

※就職の促進等のための教育訓練を行った場合 は給付制限なしに

・教育訓練給付金(①R6.10・②R7.10から)

①給付率を、受講費用の最大 70% 🔷 80%へ引き上げ ②在職中、教育訓練のための休暇取得時に新たな給付金

- →週 10 時間以上のままで雇用保険加入となるか、加入したく ないという方については現実的に週 10 時間未満に抑えたシ フトが組めるか、今から悩ましい問題です。
- →10 月からは、厚生年金の被保険者が 51 人以上の事業所で は、パートさんの社会保険加入要件が週30時間以上→週20 時間以上へ拡大されます。いろいろと拡大されていくので、 手続き漏れ等ないよう注意をするようにしましょう。



●健康保険・介護保険料率変更!~R6.3 から~

愛知は健康保険 10.02%・介護保険 1.6%へ、料率が変更になります。給与計算の際は注 意しましょう。詳しくは'健康保険・厚生年金保険の保険料額表'にてご確認ください。

●雇用保険料率、変更なし!~昨年度と同じ率のまま~

R6.4 からの雇用保険料率は、事業主・本人負担分ともに変更なしです。本人負担分で、-般は 6/1000、建設は 7/1000 です。給与・賞与の総額(対象賃金)に率をかけて計算します。



□■お問い合せ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25 広小路YMDビル 10F 中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



http://www.facebook.com/chukyosr